

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.049

処 分 名	建築物の耐震改修の計画の認定事業者に対する改善命令
処 分 の 概 要	所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
根拠法令等・条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号） 第20条
処 分 基 準	改善命令は、現在まで当該処分に係る事例がないことから、あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

**■建築物の耐震改修の促進に関する法律
(改善命令)**

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。